

群 労 発 基 0104 第 4 号

平 成 30 年 1 月 4 日

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会長 殿

群馬労働局長



有害物ばく露作業報告対象物（平成30年対象・平成31年度報告）について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第95条の6の規定において、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的として、厚生労働大臣が定めるところにより、有害物ばく露作業報告の対象となる物について報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）をしなければならないとされております。

有害物ばく露作業報告の対象となる物について、労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。）により定められていますが、今般、告示の一部が改正され、下記のとおり平成30年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成31年1月1日から3月31日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

記

1 制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業



場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）であること。

コード	物	含有量（重量%）
240	テトラヒドロフラン	0.1%未満
241	2, 4, 6-トリクロロフェノール	0.1%未満
242	フルフリルアルコール	1%未満

3 報告の期間等

事業者は、平成30年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500 キログラム以上になったときは、平成31年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。